

## 第八節 明細書又は図面の一部の欠落の補完

平成27年改正法の施行に伴い、特許出願人は、特許出願の願書に添付した明細書又は図面（外国語書面を含む。以下、この節において同様です。）について、その一部の記載が欠けているときには、明細書等補完書を提出することにより、明細書又は図面について補完することができます。

（特38の4(2)、(3)、(9)）

原則、明細書等補完書を提出したときは、その特許出願は、当該明細書等補完書を提出した時にしたものとみなされます。（特38の4(4)本文）

なお、分割出願、変更出願、実用新案登録に基づく特許出願については適用されませんので補完をすることができません。（特38の4(10)）

### I 補完の手続

#### 1. 明細書又は図面の一部が欠けている場合の通知

特許庁長官は、特許出願の日の認定に際して、願書に添付された明細書又は図面について、その一部の記載が欠けていることを発見したときは、その旨を特許出願人に通知します。（特38の4(1)）

#### 2. 補完をすることができる期間

明細書又は図面の補完は、次に掲げる期間内に行うことができます。

(1) 特許庁長官から、願書に添付された明細書又は図面について、その一部の記載が欠けていることを発見した旨の通知を受けた場合

通知の日から2月（特38の4(2)、特施規27の11(1)）

(2) 特許出願人自ら明細書又は図面に欠落があったことを発見した場合

特許出願として提出された書類が特許庁に到達した日から2月（特38の4(9)、特施規27の11(12)）

#### 3. 欠落が補完された明細書又は図面の法的位置付け

明細書等補完書により欠落が補完された明細書又は図面は、願書に添付して提出されたものとみなされます。（特38の4(6)）

#### 4. 補完をした場合の出願日

(1) 補完をしたときは、その特許出願は、原則、明細書等補完書を提出した時にしたものとみなされます。（特38の4(4)本文）

(2) 特許出願が国内優先権の主張又はパリ条約等による優先権の主張を伴う出願であって、かつ明細書等補完書に記載した内容（補完する内容）が優先権の主張の基礎となった出願（以下「優先権主張基礎出願」という。）に完全に記載されている（以下、「引用補完」という。）など、出願日維持の要件を満たす特許出願は、出願日が願書の提出日に維持されます。

（特38の4(4)ただし書）

出願日を維持するには、以下①～③の要件を満たす必要があります。

- ①明細書等補完書を提出した時点で国内優先権主張又はパリ条約等による優先権の主張がされていること（特38の4(4)ただし書）
- ②補完する内容が優先権主張基礎出願に完全に記載されていること（特施規27の11(6)）
- ③明細書等補完書の提出と併せて、優先権主張基礎出願の写し（優先権主張基礎出願の願書に添付された明細書又は図面が外国語で記載されている場合にあつては、当該優先権主張基礎出願の写し及びその日本語による翻訳文）が提出されていること（特施規27条の11(7)、(8)）（「6. 補完をするための提出書類」（2）及び（3）を参照）

## 5. 出願日の通知

出願日が明細書等補完書の提出日となる時（上記4.（2）の出願日維持の要件を満たさないとき）は、出願人に対してその旨を通知します。（特施規27の11(3)）特許出願人は、明細書等補完書の提出日を出願日とすることに意見があるときは、この通知の日から1月以内に限り、特許庁長官に意見書を提出することができます。（特施規27の11(4)、(5)、様式第37の4）

## 6. 補完をするための提出書類

上記2.の期間内に以下（1）～（3）の書類を提出しなければなりません。

（1）明細書等補完書（特38の4(3)、特施規27の11(2)、特施規様式第37の3）

明細書等補完書の【補完の内容】の欄に記載する内容は、願書に添付された明細書の言語（外国語書面の場合は当該外国語）で記載します。

また、引用補完に該当する場合にあつては、【補完の内容】の欄に優先権主張基礎出願又はその翻訳文に完全に記載されている内容を記載し、【補完の内容】の欄の次に【記載が欠けている箇所の表示】の欄を設け、優先権主張基礎出願において明細書又は図面の欠けている部分が記載されている箇所の説明を記載します。（特施規様式第37の3）

（2）引用補完に該当する場合にあつては、優先権主張基礎出願の写し（特施規27の11(7)、(8)）優先権主張基礎出願の写しは物件提出書（特施規様式第23）により提出します。

ただし、優先権主張基礎出願の写し又はこれに相当するものを特許庁長官に既に提出済みである場合（優先権書類を電子的に交換することで提出したものとみなされている場合を含む。）又は当該優先権主張基礎出願が日本国においてした特許出願又は実用新案登録出願である場合は、提出を省略することができます。（特施規27の11(9)）。優先権主張基礎出願の写しの提出を省略するときは、明細書等補完書に【その他】の欄を設けて、「優先権主張基礎出願の写しは、特願○○○○-○○○○○○○について、既に提出済みである。」のように記載します。（特施規様式第37の3備考4）

（3）引用補完に該当する場合であつて、優先権主張基礎出願の願書に添付された明細書又は図面が外国語で記載されている場合にあつては、当該優先権主張基礎出願の写し及びその日本語による翻訳文（特施規27の11(7)、(8)）

優先権主張基礎出願の写しの日本語による翻訳文は物件提出書（特施規様式第23）により提出します。

## 7. 明細書等補完書の取下げ

特許出願が明細書等補完書を提出した時にしたものとみなされた場合、特許庁からその旨の通知を送付します。通知の送付から1月以内に限り、明細書等補完書を取り下げることができます。

(特38の4(7)、特施規27の11(3)、(10)、(11)、特施規様式第37の5)

明細書等補完書の取下げがあったときは、その補完は、されなかったものとみなされ、出願日は願書の提出日に維持されます。(特38の4(8))

## Ⅱ 提出書類の作成例

### 1. 明細書等補完書の作成例

特施規様式第37の3（第27条の11関係）

【書類名】	明細書等補完書
(【提出日】	令和 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【特許出願人】	代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	←
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【発送番号】	
【手続補完1】	
【補完の内容】	代理人手続でない場合は、この項目を設ける必要はありません。
(【記載が欠けている箇所の表示】)	

※ オンライン手続で行うことはできません。

〔備考〕

1 「【手続補完1】」の欄は、次の要領で記載する。

イ 明細書の欠落を補完するときは、次のように「【補完の内容】」の欄に補完する書類名、見出し等を記載し、「【補完の内容】」の欄の次に補完する見出し及び段落番号等並びに欠落を補完した後の内容を記載する（補完した箇所に下線を引くこと（「【】及び「」」で囲んだ欄名は除く。）。）。

【手続補完1】

【補完の内容】明細書の「【技術分野】」の記載を補完する。

【技術分野】

【0001】（欠落を補完した後の内容を記載）

ロ 図面の欠落を補完するときは、次のように「【補完の内容】」の欄に補完する書類名及び補

完する図の番号を記載し、「【補完の内容】」の欄の次に補完する図の番号及び補完する図を記載する。

**【手続補完1】**

**【補完の内容】** 図面の図○を補完する。

**【図○】**

(補完する図を記載)

- ハ 特許法第38条の4第4項ただし書の規定により欠落の補完をするときは、「【補完の内容】」の欄の次に「【記載が欠けている箇所の表示】」の欄を設け、優先権の主張の基礎となる出願において明細書又は図面の欠けている部分が記載されている箇所の説明を記載する。
- 2 優先権の主張の基礎となる出願の願書に添付された明細書又は図面が外国語で記載されている場合に、明細書又は図面の欠けている部分の翻訳文を添付するときは、「【手続補完1】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該書類名を記載すること。
- 3 2以上の補完をするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

**【手続補完1】**

**【補完の内容】**

**【記載が欠けている箇所の表示】**

**【手続補完2】**

**【補完の内容】**

**【記載が欠けている箇所の表示】**

- 4 第27条の11第9項の規定により同条第7項に規定する優先権主張基礎出願の写しの提出を省略するときは、「【手続補完1】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「優先権主張基礎出願の写しは、特願○○○○-○○○○○○○について、既に提出済みである。」のように記載する。
- 5 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第15の2の備考2並びに様式第37の備考1と同様とする。

## 2. 意見書の作成例

### 特施規様式第37の4（第27条の11関係）

意見書（第27条の11第4項の規定による意見書）	
（令和 年 月 日）	
特許庁長官	殿
1 出願番号	
2 特許出願人	代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。
住所又は居所	
氏名又は名称	
代表者 ←	
3 代理人	代理人手続でない場合は、この項目を設ける必要はありません。
住所又は居所	
氏名又は名称	
4 発送番号	
5 意見の内容	

※ オンライン手続で行うことはできません。

#### 〔備考〕

- 1 出願番号は、「特願○○○○－○○○○○○」のように特許出願の番号を記載する。
- 2 様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第15の2の備考2並びに様式第37の備考1と同様とする。

### 3. 明細書等補完書取下書の作成例

特施規様式第37の5（第27条の11関係）

【書類名】	明細書等補完書取下書
(【提出日】	令和 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【特許出願人】	代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	←

【代理人】

    【識別番号】

    【住所又は居所】

    【氏名又は名称】

↑

代理人手続でない場合は、この項目を設ける必要はありません。

※ オンライン手続で行うことはできません。

[備考]

- 1 複数の明細書等補完書を提出している場合は、「【代理人】」の欄の次に「【その他】」の欄を設け、「令和何年何月何日提出の明細書等補完書を取り下げる。」のように取り下げる明細書等補完書の提出日を記載する。
- 2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式15の2の備考2並びに様式第37の備考1と同様とする。

